

宮城県指定廃棄物の最終処分場建設候補地選定に関する意見書

東京電力福島第1原発事故によって宮城県内で発生した指定廃棄物（放射性セシウム1kg当たり8,000ベクレル超）の最終処分場に関し、環境省は候補地選定手法に基づく詳細調査候補地として、平成26年1月20日の宮城県市町村長会議で県内候補地の一つとして加美町の田代岳（国有地）を正式に提示した。

候補地は、国が定めた基本的な選定手法に宮城県の地域特性を配慮した選定手法・提示方法決定に基づき、利用可能な国有地及び県有地から評価項目等を設定し選定したとしている。

しかし、候補地の選定手法において平成24年度の年間入込客約87万人の観光地である薬菜山及び周辺施設群の観光への影響に対する位置づけや、地滑り、雪崩、強風による自然災害の恐れがあり避けるべき地域であるにも関わらず、それが考慮されていないなど疑問を感じている。

指定廃棄物の最終処分方法については、放射性物質汚染対処特措法において、国が責任をもって処分するとされている。また、同法の基本方針において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められており、稲わらなどの農林業系副産物や浄水発生土等の指定廃棄物で、県内には5,500tが一時保管されており、8,700tの最終処分量を計画している。

加美町は、東京電力福島第1原発事故によって大量の放射性物質が降り注ぎ、農業を中心とした産業・経済活動や日常生活に深刻な影響がもたらされた。事故から3年経とうとしている現在も8,000ベクレル以下の汚染牧草が5,800tほど保管されており、これまでに農家の窮状を救うべく一日も早い焼却等の中間処分の事業実施を国及び県に対し要望してきたところである。しかし、国からはこの要望に対し、何ら具体的な対策を示されなかったことから風評被害を未然に防ぐためにも、町が独自に汚染牧草の一時保管を行った。

今回、建設候補地と選定された田代岳は、田川水系二ツ石ダム上流に位置し鳴瀬川流

域に農業用水を供給するため、流域の稲作地帯で宮城の銘柄米「ササニシキ・ひとめぼれ」を生産する本町及び周辺市町において、その影響は多くの食品加工メーカー、観光地・商工業・林業など広範囲にわたり風評被害による損失は計り知れないものがある。すでに国が候補地を選定して以降、地域住民や農業団体から断固反対の声が上がっている。

さらに、この地域は国の事業である田川ダム建設計画地域で30年前から進められてきたが、今年度建設中止と決まり町民は強い不信感をもっている。また、前述の汚染牧草の一時保管場所としている土地の近くであり、これ以上住民の理解を得られない状況にある。

このような状況における今回の候補地選定は、地域の地理的条件や地域の実情・特性等の考慮に欠け、日常生活を脅かすものであり、到底応じられるものではない。

よって、国においては、加美町田代岳の国有地を指定廃棄物の最終処分場建設候補地から除外するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年1月27日

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

内閣総理大臣 殿

環境大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿